

(別 紙)

保育士の配置基準の見直し及び処遇改善を求める意見書（案）

現在、全国の保育現場では、日々、未来を担う子どもの健やかな育ちを願い、それぞれの保育士が懸命に取り組んでいる。また、通常業務に加えて、新型コロナウイルス感染症予防に努めるべく、保育現場では徹底した衛生管理を行っており、こうした業務も常態化している。このような過重な労働環境の下で、早期離職者が出るなどしており、保育士の確保と定着が喫緊の課題となっている。

こうした中、国は1948年に省令で定めた保育士の配置基準を70年以上見直しておらず、多様な保育ニーズや現場の困難に十分対応できていない状況にある。国の配置基準は、保育士1人に対し0歳児で子ども3人、1歳児と2歳児は6人、3歳児は20人、4歳児と5歳児は30人とされているが、これでは子どもの安全に目を配ることは難しい。また、障害児保育に対応する保育士の加配に係る地方交付税措置については、受入れ障害児数の増加に伴い、2018年に交付額が拡充されたものの、障害児2人に対して保育士等1人の配置を基準としている。

さらには、現基準では、災害時には、0歳児では3人を抱えて、1歳児では動きがバラバラな幼児6人を避難させなければならないものとなっているなど、子どもの命を守れないと感じている保育士が8割を超えるアンケート結果も出ている（子どもたちにもう一人保育士を！実行委員会実施 保育士2,648人、保護者1,467人回答）。

このような実態から、保育環境の改善を求める保護者、保育士、地域住民の声は大きくなっており、未来を担う子どもたちが健やかに成長できる地域社会を実現するためには、保育の担い手を適切に確保することが不可欠であり、質の高い保育を行うためにも、保育士の配置基準の見直しが求められる。

よって、国においては、下記の事項を講ずるよう、強く要望する。

記

- 1 保育士の配置基準を見直し、更なる処遇改善を図ること。
- 2 障害児保育に対応する保育士等の加配について、配置基準を見直し、

地方交付税措置額の拡充を行うこと。

3 保育士の処遇改善に必要な財源を安定的に確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 3 月 日
高 松 市 議 会

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
内閣府特命担当大臣
（少子化対策担当）
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣

} 宛